



高齢者・福祉

軽度・中等度難聴児の補聴器購入・修理費用の一部助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入・修理費用の一部を助成します。補聴器の種類ごとに設定される基準価格と補聴器の購入・修理費を比較して、いずれか少ない方の金額の3分の2の額(1,000円未満切り捨て)を助成します。

- 対** 次の全てに該当する18歳未満の人(労働者災害補償保険法やその他の法令の規定に基づく補聴器購入・修理費用の助成を受けている場合には助成の対象外)
- ・市内に住所を有する人
 - ・身体障害者手帳の交付対象にならない人(身体障害者福祉法別表第2項第1号から第3号までのいずれにも該当しないと認められる人)
 - ・補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する人

※購入後の申請は受け付けられませんので、事前にご相談ください。

問 障害者福祉課
☎21-1452
☎24-6066



市HP

いきいき生活教室

日 6月12・26日、7月10日(木) 午前10時～11時30分(6月26日のみ正午まで)

場 唐子市民活動センター

対 市内在住の65歳以上の人

定 20人(申込順)

内 健康寿命を延ばすために自宅で実践できる運動・栄養・口腔ケアを学ぶ(3回1セット)。

費 6月26日(木)のみ500円(食材費等)

申・問 6月5日(木)までに直接、電話又はFAXで総合福祉エリアへ。

☎22-5561
☎25-3305



市HP

民生委員・児童委員の日

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」と定められ、この日からの1週間を活動強化週間としています。

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手であり、専門機関へのつなぎ役です。現在、市では152人の民生委員・児童委員が活動しています。お住まいの地区の担当民生委員・児童委員は、社会福祉課へお問合せください。

問 社会福祉課
☎21-1408
☎24-6066



市HP

60歳からの体力測定会

体力チェックをしませんか? 下記会場・日程で、体力測定会を行います。握力や柔軟性、バランス能力、下肢筋力等を測定し、苦手だった部分へのアドバイス等もしています。※通常のハッピー体操は実施しません。

ところ	とき
市民体育館	6月2日(月)
きらめき市民大学【午前】	5月12日(月)
きらめき市民大学【午後】	5月19日(月)
高坂丘陵市民活動センター	6月3日(火)
大岡コミュニティセンター	6月17日(火)
すわやま荘	5月20日(火)
唐子地区体育館	6月18日(水)
大岡市民活動センター	6月5日(木)
北地区体育館	5月15日(木)
市民福祉センター	6月19日(木)
南地区体育館	5月9日(金)
野本市民活動センター	6月6日(金)

時間 午前9時30分～11時30分(大岡市民活動センター・高坂丘陵市民活動センター・きらめき市民大学【午後】は午後1時30分～3時30分)

対 市内在住の60歳以上の人

持 フェイスタオル(体操用)、体育館履き、飲物

※事前申込は不要です。お住まいの近くの会場での参加をお願いします。

問 総合福祉エリア

☎22-5561
☎25-3305
高齢介護課
☎21-1406
☎22-7731



市HP

県立川島ひばりが丘特別支援学校「学校説明会」

日 第1回6月11日(水) 午前10時30分から
第2回9月10日(水) 午前10時30分から

場 県立川島ひばりが丘特別支援学校

対 県立川島ひばりが丘特別支援学校への就学や転学を検討している未就学児・児童・生徒本人及び保護者

申・問 第1回は5月30日(金)、第2回は8月29日(金)までに電話、FAX、☒(氏名・連絡先を記入)又は学校HPから県立川島ひばりが丘特別支援学校へ。

☎049-297-7753
☎049-299-2915



学校HP



学校☒



子育て

0歳児集まれ

日 5月16・23・30日、6月6・13日(金) 午前10時30分～11時15分(全5回)
※5回のうち1回はオンラインで実施します。

場 子育て支援センターソーレ、子育て支援センターマーレ

対 市内在住で、できる限り全日程に参加できる令和6年4月2日～9月30日生まれのお子さんと保護者

定 各場所8組(申込順)

内 手遊び、ふれあい遊びなどを通じた子育て仲間作り

申 どちらかの場所を選び、5月2日(金)～12日(月) 午前9時30分～午後4時30分に直接又は電話で子育て支援センターソーレ又は子育て支援センターマーレへ。

問 子育て支援センターソーレ

☎23-2231 ☎23-2232
子育て支援センターマーレ

☎35-3521
☎35-3522



市HP

妊婦のための支援給付金

4月1日から出産・子育て応援給付金事業が制度化し、妊婦のための支援給付金が創設されました。産前産後期間における身体的・精神的負担を軽減するための「伴走型支援」事業と組み合わせ、2回の給付金を支給することで経済的支援を行います。

	1回目	2回目
対象	令和7年4月1日以降に妊娠届出をし市担当者で面談した妊婦	令和7年4月1日以降に子を出した産婦
支給額	妊娠1回あたり5万円	胎児1人あたり5万円
申請期限	胎児の心拍を確認してから2年以内	こどもが生まれてから2年以内 ※流産、死産等はそれを確認した日から2年以内

支給日 原則申請の受付があった翌月末

※妊娠届出後に流産、死産、中絶した胎児分も対象です。

※いずれも他の市町村で本事業の支給を受けている人は対象外です。

※原則対象者が申請者です。

持 妊婦又は産婦の振込口座情報がわかるキャッシュカード又は通帳

※申請を代理人に依頼する場合、委任状が必要です。その際も振込先は妊(産)婦名義の口座です。

問 こども支援課

☎21-1461
☎23-2239



市HP



遺児手当

対 市内在住で、父母又はそのいずれかを死亡により失った義務教育修了前の児童を扶養している人

支給額 児童1人につき月額3,000円
※年3回、7月(4～7月分)、11月(8～11月分)、3月(12～3月分)に支払われます。

申請に必要なもの 死亡を証明する書類(亡くなった人の除住民票、戸籍謄本等)、扶養を証明する書類(マイナ保険証及び資格情報のお知らせ等)、通帳又はキャッシュカード

申・問 こども支援課

☎21-1461
☎23-2239



市HP

ひとり親家庭等医療費支給

ひとり親家庭や父又は母に一定の障害がある家庭などの人が、医療機関で保険診療を受けた場合に支払った医療費の一部を助成しています。

対 ひとり親家庭等の18歳到達後最初の3月31日までの児童(一定の障害がある場合は20歳未満まで)の父又は母又は養育者
※申請者及び同居の扶養義務者の前年(1～6月に申請の場合は前々年)の所得により、支給に制限があります。

問 こども支援課

☎21-1461
☎23-2239



市HP

ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター会員募集

子育ての援助を受けたい人(利用会員)と子育ての援助をしたい人(協力会員)が会員となり、センターが仲介し、子育てを地域で相互援助する会員組織として、2種類のサポートセンターがあります。利用会員、協力会員共に募集中です。

	ファミリー・サポート・センター	緊急サポートセンター
援助内容	・小学校や保育園の開始前や終了後の送迎、預かり ・習い事の送迎など	・病児、病後児の預かり ・早朝、夜間等の緊急の預かり ・宿泊を伴う預かり

利用するには

	ファミリー・サポート・センター	緊急サポートセンター
対象	市内在住又は在勤で、生後6か月～小学6年生のこどもの保護者	市内在住又は在勤で、0歳児～小学6年生のこどもの保護者
費用	①平日午前7時～午後7時：1時間700円 ②平日①以外の時間、土・日曜日、祝日、年末年始：1時間800円 ※2人以上のこどもを援助する場合は、2人目から利用料が半額となります。※入会費、年会費はありません。※リフレッシュチケットも利用できます。	①平日午前8時～午後8時：1時間1,000円 ②①以外の時間、年末年始：1時間1,200円 ③宿泊：こども1人当たり10,000円
問利用先	特定非営利活動法人病児保育を作る会 緊急サポートセンター埼玉坂戸センター ☎049-299-5790	特定非営利活動法人病児保育を作る会 緊急サポートセンター埼玉川口センター ☎048-297-2903

協力するには

	ファミリー・サポート・センター	緊急サポートセンター
協力会員	心身共に健康で積極的に援助活動ができる人(資格、経験、性別などは問いません) ※入会前にセンターが実施する基礎講習会の受講が必須です。 ※ファミリーサポート、緊急サポートどちらかのみの登録も可能です。 ※利用会員と協力会員を兼ねる両方会員に登録することもできます。	

問 【サービス・登録】特定非営利活動法人病児保育を作る会 緊急サポートセンター 埼玉坂戸センター

☎049-299-5790

【事業全般】こども支援課 ☎63-5005 ☎23-2239



市HP